

事業名		地方創生アドバイザー事業	49
根拠法令等		地方創生アドバイザー事業実施要綱	
制度の概要	目的	地域社会の活性化を推進するため、適切な助言を行う各分野の専門家等を招いて実施する自主的・主体的、継続的に地域づくり活動に取り組む活動を支援し、地域社会の活性化を図る。	
	補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会 	
	事業内容 (補助メニュー)	助成対象団体が地域の活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性のあるもの。助成対象経費は、アドバイザーを招聘するために要する謝金、交通費及び宿泊費。	
	助成金	(一財) 地域活性化センター 10/10以下(1件につき上限200千円)	
担当課 及び 連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成3年度 新治村 ・平成5年度 (勢)東村 ・平成6年度 吉井町 ・平成9年度 境町 ・平成10年度 伊香保町 ・平成11年度 前橋市 ・平成12年度 万場町 ・平成14年度 高崎市 ・平成15年度 六合村 ・平成16年度 富岡市 ・平成17年度 高崎市、上野村 ・平成19年度 上野村 ・平成20年度 桐生市 ・平成21年度 前橋市 ・平成24年度 上野村 ・平成25年度 富岡市 ・平成26年度 片品村 ・平成27年度 上野村 ・平成28年度 下仁田町 ・令和6年度 沼田市 		

事業名	まちなか再生事業(補助金)	50
根拠法令等	地域再生マネージャー事業（まちなか再生事業実施要綱）	
制度の概要	目的	まちなか再生に取り組む市町村に対して、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部の専門的人材の活用を支援することにより、当該地域の実情に応じた地域再生を推進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。
	補助対象	市町村
	補助内容 (補助メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門家の活用に関する経費。 委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費その他の補助対象事業を実施するために必要となる経費。
	助成金	(一財) 地域総合整備財団 2 / 3 以下 (1 市町村につき上限 7,000 千円)
担当課 及び 連絡先	地域創生課 地域支援・過疎係 027-226-2352	
実績	・平成 27 年度 前橋市	

事業名	官民連携まちなか再生推進事業	51
根拠法令等	官民連携都市再生推進事業制度要綱	
制度の概要	目的	官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図ることを目的とする。
	補助対象	エリアプラットフォーム 市町村（事業内容②のみ） 都市再生推進法人、民間事業者等（事業内容「普及啓発事業」のみ）
	事業内容	<p>＜エリアプラットフォーム活動支援事業＞</p> <p>①エリアプラットフォーム構築 未来ビジョン等の作成を行うエリアプラットフォームの形成・運営</p> <p>②未来ビジョン等策定 未来ビジョン等の策定のためのデータ収集・分析、専門人材活用、勉強会・意識啓発活動等</p> <p>③シティプロモーション・情報発信 まちづくりの担い手や国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシティプロモーション及び情報発信（HP作成、セミナー開催等）</p> <p>④社会実験・データ活用 都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等（公共空間等の活用促進や外国人就業者・来訪者の受け入れ体制の構築等に要する費用）</p> <p>⑤交流拠点等整備（地域交流創造施設） コワーキング・交流施設（地域住民や就業者等が交流することで新しい働き方や暮らし方に資する取組を促進する施設）の整備に要する費用</p> <p>＜普及啓発事業＞ まちづくりの課題に対し様々な関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営</p> <p>詳しくは、官民連携まちづくりポータルサイトをご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html</p>
	補助率	定額、1/2、1/3等
担当課及び連絡先	都市計画課 企画推進係 027-226-3665	
実績	R3年度 1地区（前橋市） R4年度 実施地区なし R5年度 実施地区なし R6年度 1地区（館林市）	

事業名	景観改善推進事業（国庫補助）	52
根拠法令等	景観改善推進事業費補助金交付要綱	
制度の概要	目的	魅力的かつ快適な「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに、景観計画区域内の重点的な規制（届出対象行為・景観形成基準）が定められている地区（以下、重点地区）においては、景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を行うことで、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、質の高い景観まちづくりを推進することで、地域住民にとっての快適性や、内外からの観光客の訪問先としての魅力を向上し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。
	事業主体	<p>要件 a：以下の 1. かつ 2. の要件を満たす市区町村 要件 b：以下の 1. の要件を満たす市区町村（a を除く）</p> <p>1. 景観に関連のある計画等（※ 1）を定めている市区町村 2. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市町村（※ 2）</p> <p>（※ 1）景観に関連のある計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画 ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画 ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区又は重要文化的景観 ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画 ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画（同法第 7 条に基づく指定棚田 地域に指定され、同法第 8 条に基づく指定棚田地域振興協議会を組織し、棚田 地域振興課集う経過の策定が見込まれる市区町村を含む） ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地 ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域 ・景観法に基づく景観計画 <p>（※ 2）具体的な取組を開始・公表とは下記の取組を広報やホームページ等で公表していることを指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画作成の着手 ・計画案の住民等からの意見聴取 パブリックコメント、公聴会、アンケート等 ・計画案の議会における報告・説明
	事業内容	<p>一 景観計画の策定・改定に要する経費（※） 二 景観計画の策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費（※） 三 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費</p> <p>（※）計画改定は重点地区の新規指定もしくは追加を伴うものに限る。</p>
	補助率	<p>事業内容一・二 事業主体が a. に該当する場合 1 / 2 事業内容一・二・三 事業主体が b. に該当する場合 1 / 3</p>
担当課及び連絡先	<p>都市計画課 景観形成係 027-226-3652</p>	
実績	活用実績なし。	

事業名		集約都市（コンパクトシティ）形成支援事業	53
根拠法令等		都市の低炭素化の促進に関する法律、集約都市形成支援事業制度要綱	
制度の概要	目的	都市機能の近接化による歩いて暮らせる集約型まちづくりの実現に向け、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくため、医療施設・社会福祉施設、教育文化施設等の都市のコアとなる施設の集約地域への移転や、移転跡地の都市的土地利用の転換を防ぐ事業の支援制度として、平成25年度に創設し、平成26年8月の改正都市再生特別措置法の施行にあわせ、立地適正化計画制度を支援の対象に追加している。	
	補助対象	直接補助：地方公共団体、民間事業者等 間接補助：民間事業者等	
	事業内容	<p>地域の生活に必要なコア施設（医療施設・社会福祉施設・教育文化施設・商業施設）の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却処分費用や跡地の緑地化費用等へ助成を行う。</p> <p>①計画策定支援</p> <p>イ. 低炭素まちづくり計画の策定を行う事業</p> <p>ロ. 立地適正化計画</p> <p>ハ. 広域的な立地適正化の方針</p> <p>ニ. PRE活動計画</p> <p>②コーディネート支援</p> <p>専門家の派遣等を通じ、次に掲げる各事項の推進を図るために必要な検討調査等を行う事業への助成</p> <p>イ. 前号の掲げた計画等の策定に向けた合意形成</p> <p>ロ. コア施設又は誘導施設の移転に係る関係者の合意形成計画</p> <p>ハ. 地域住民等の集約地域又は居住誘導区域への移転に関する理解促進や合意形成</p> <p>ニ. 低炭素まちづくり計画、立地適正化計画、PRE活動計画に位置づけられた都市機能・居住誘導に係る施策の推進に向けた合意形成</p> <p>③施設の移転促進</p> <p>集約地域外に立地するコア施設の集約地域への移転、又は居住誘導区域外に立地する誘導施設の都市機能誘導区域への移転を促進するため、当該施設の除却処分及び除却された後の土地の緑化等整備を行うとともに、移転跡地における商業地や住宅地等の都市的土地利用の転換を防ぐ事業への助成。</p> <p>④建築物跡地等の適正管理支援</p> <p>立地適正化計画に跡地等管理区域として位置づけられた、又は位置づけられる見込みの区域における建築物跡地の適正管理に関する事業への助成</p>	
	補助率	直接補助 1/2、間接補助 1/3	
担当課及び連絡先	都市計画課 都市計画係 027-226-3656		
実績	14市町（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、みどり市、吉岡町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）（H26～R6）		

事業名	都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	54
根拠法令等	都市再生推進事業制度要綱	
制度の概要	目的	本支援事業は、都市空間情報の集約基盤となる3D都市モデルが、都市インフラの整備・管理の高度化に加え、モビリティやエネルギーなどスマートシティの都市サービス創出に不可欠であり、今後のまちづくりDXのデジタル・インフラとして位置づけられるものであることに鑑み、地方公共団体における3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための支援を行うことを目的とする。
	事業主体	①自治体向け補助：地方公共団体、広域連合、一部事務組合 ②間接補助：地方公共団体 ③民間サービス実装タイプ：民間事業者等
	事業内容	<p><補助要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースケースがあること ※原則、単年度で3D都市モデルの整備とユースケース開発を行うこと ・国が定める標準仕様書及び標準作業手順書に基づく国際標準規格であるCityGML形式でデータを作成すること ・整備した3D都市モデルをG空間情報センター等にてオープンデータ化すること ・整備した3D都市モデルを維持管理・更新すること ・事業年度中に3D都市モデルが活用され、サービス提供等がなされること(③のみ) <p><補助対象事業(全て共通)></p> <p>(1) 3D都市モデルの整備に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3D都市モデルの整備又は更新に要する費用 <p>(2) 3D都市モデルの活用に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画・まちづくり、防災、地域活性化・観光、環境・エネルギー、交通、安全・防犯、民間サービス創出支援その他の地方公共団体における課題解決又は新たな価値創造に資する3D都市モデルの活用に関する費用 <p>(3) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集活動、ウェブサイト作成等の情報発信活動、都市計画基本図・都市計画基礎調査・都市計画決定情報のデジタル化、GISシステムの導入・改修、ワークショップ・ハッカソン・ピッチイベント等の開催等に要する費用 <p>詳細については、以下の国土交通省HPをご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/plateau_hojo.html</p>
	補助率	①自治体向け補助：事業実施に要する費用の2分の1以内 ※ただし、次に該当する事業計画は、早期実装タイプとして、上記にかかわらず、予算の範囲内において、事業実施に要する費用のうち10,000千円までは国費を充当することができる。(10,000千円を超えた分は地方公共団体が負担) 1) 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画の初年度であること 2) 早期に課題解決や新たな価値創造が図られることが見込まれること ②間接補助：地方公共団体が補助対象事業を実施する者に対して補助する費用(事務費を含む。)の2分の1以内で、かつ、当該事業に要する費用の3分の1以内(上限なし) ③民間サービス実装タイプ：1/2(上限5,000万円)
担当課及び連絡先	都市計画課 都市計画係 027-226-3654	
実績	1市(前橋市)(R5~R6)	